

過疎地域における県税の課税免除に関する条例及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年四月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第一号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

(過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第一条 過疎地域における県税の課税免除に関する条例(昭和四十五年九月奈良県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に、「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に、「第二十八条の九第十項」を「第二十八条の九第十項第一号」に改める。

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

第二条 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(昭和六十一年十二月奈良県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に、「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同条第一号中「第二十八条の九第十項」を「第二十八条の九第十項第一号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。